

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	四九
告 示	
○自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件四件	四九
○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	四三
○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件	四三
○生活保護法による指定介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	四三
○漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件	四三
○道路の区域を変更する件七件	四三
○道路の供用を開始する件三件	四三
○道路の区域を変更した旨通知があった件	四六
公 告	
○随意契約の相手方を決定した件	四七
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四六
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四六
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	四六
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四六
○一般競争入札を行う件	四九
福島県人事委員会	
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	四三

訓 令

福島県訓令第二十五号

本庁 機関
出先 機関

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表県南地方、相双地方及びいわき地方における総合型地域スポーツクラブの創設、育成及び定着の支援に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

中間貯蔵施設の設置に係る町に属する町への支援及び関係機関との調整に関する町への支援及び関係機関との調整	会津若松市追手町二番地四一（大熊町）	中間貯蔵施設の設置に係る町への支援及び関係機関との調整に関する町への支援及び関係機関との調整
務に従事する職員	いわき市東田町二丁目一九番地の四（双葉町）	

附 則

この訓令は、平成二十七年七月十五日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第五百九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十七年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 受付期間
平成二十七年八月一日（土）から同年九月八日（火）まで
- 二 試験種目及び試験期日

試験種目	試験期日
------	------

筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 適性検査	平成二十七年九月十八日(金)、同月十九日(土)
口述試験 身体検査	平成二十七年九月二十六日(土)から同年十月四日(日)までの間の指定する一日

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区菅浜字巢掛場四十五番地百十二号
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地
ケイセンビジネス公務員カレッジ	郡山市芳賀二丁目三番地五号

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

平成二十八年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

平成二十八年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

六 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四一五四六一一九一九
(災害対策課)

福島県告示第五十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十七年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

平成二十七年八月一日(土)から同年九月八日(火)まで

二 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 口述試験 適性検査 身体検査	平成二十七年九月二十五日(金)

三 試験予定会場

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

平成二十八年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

平成二十八年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

六 問い合わせ先
 自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六―
 一九一九
 （災害対策課）

福島県告示第五百十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百七十七条第一項及び第百八十八条の規定により、平成二十七年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
 平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 受付期間
平成二十七年八月一日（土）から同年九月八日（火）まで
- 二 採用の区分
一般曹候補生
- 三 試験種目及び試験期日
1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、英語及び作文） 適性検査	平成二十七年九月十九日（土）

2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）

試験種目	試験期日
口述試験 身体検査	平成二十七年十月八日（木）から同月十四日（水）までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名称	位置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地

いわき明星大学

日本大学工学部

福島職業能力開発促進センター

福島県立テクノアカデミー浜

南相馬市原町区菅浜字巢掛場四十五番地百十二号

白河市産業プラザ人材育成センター

白河市字中田百四十番地

2 第二次試験

名称	位置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十八年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十八年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六―
 一九一九
 （災害対策課）

福島県告示第五百十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百八十八条の規定により、平成二十七年第四次募集期における海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
 平成二十七年七月十日

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

平成二十七年八月一日（土）から同年九月八日（火）まで

二 採用の区分
航空学生

三 試験種目及び試験期日
1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学及び英語の他、地理歴史、公民又は理科のうちから一科目選択） 適性検査	平成二十七年九月二十三日（水）

四 第二次試験等
第一次試験合格者に対して別に示す。

1 第一次試験

名 称	位 置
コラッセふくしま	福島市三河南町一番二十号
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七番地七号

2 第二次試験等
第一次試験合格者に対して別に示す。

五 採用時期
平成二十八年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格
平成二十八年四月一日現在で十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十八年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業した者を含む。）、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十八年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）及び高等専門学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十八年三月までに高等専門学校において第三学年の課程を修了する見込みの者を含む。）のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

福島県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

（災害対策課）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
保原中央クリニック	伊達市保原町字城ノ内七三十一	公益財団法人仁泉会	伊達市保原町字竹内町五八	平成二十七年六月一日	居宅療養管理指導 防居室療養管理指導
調剤薬局ツルハドラッグ会津湯川店	会津若松市湯川町一五八	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二四条東二〇一―二一	同 年 五月一日	同
ケアサービスゆめ	会津若松市東一年貢一―三二〇	合資会社陽だまり	会津若松市東年貢一―三二〇	同 日	訪問介護 介護予 防訪問介 護
居宅介護支援事業所いこいの里	白河市外薄葉一七―四	医療法人公翁会	白河市外薄葉四三―一	同 年 六月一日	居宅介護 支援事業 介護予 防支援事 業

（社会福祉課）

福島県告示第五百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	ヘルパースター ションしなのき
	変更後	会津若松市町北 町上荒久田字畑 村東八三一
事業所の所在地	変更前	会津若松市新横 町四一〇
	変更後	有限会社 なごやか 町四一六
事業者の名称	変更前	会津若松市新横 町四一六
事業者の主たる事務所の所在地	変更後	有限会社 なごやか 町四一六

（社会福祉課）

福島県告示第五百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	ながれ訪問 看護ステーション
	変更後	サミイ訪問 看護ステーション
事業所の所在地	変更前	東白川郡棚 倉町大字流 字森ノ内五 三
	変更後	東白川郡棚 倉町大字関 口字上志宝 七三
事業者の名称	変更前	医療法人久慈 会
事業者の主たる事務所の所在地	変更後	東白川郡棚 倉町大字関 口字上志宝 七三

（社会福祉課）

福島県告示第五百十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
 - 南相馬市鹿島区大内字松迫四十七番地の一 平 仁一
 - 同 市鹿島区鳥崎字牛島六十一番地 佐藤 公夫
 - 同 市鹿島区西町三丁目六十三番地の二 北元 幸一
 - 加入区の名 鹿島加入区
 - 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
 - 相馬双葉漁業協同組合
 - 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所
 - 縦覧の期間
 - 平成二十七年七月十日から同月二十四日まで
 - 縦覧の場所
 - 相馬市岩子字坂脇八十四番地七 相馬双葉漁業協同組合
- （水産課）

福島県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所まで平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字	変更前	A 五・五 二二・七	二、六九四・〇

西一四番二地先まで 伊達市月舘町月舘字舘 ノ腰五二番一地先から 同 市月舘町布川字西 原三四番地先まで	変更後	B 二・五ノ 一六・四	一、一二〇・〇
伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで 伊達市月舘町月舘字舘 ノ腰五二番一地先から 同 市月舘町布川字西 原三四番地先まで 伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後	A 五・五ノ 二二・七 B 二・五ノ 一六・四 C 一〇・〇ノ 八七・五	二、六九四・〇 一、一二〇・〇 二、四五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 一般国道 三三九号	区 間 伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで 伊達市月舘町月舘字舘 ノ腰五二番一地先から	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		A 五・五ノ 二二・七	二、六九四・〇	
		B 二・五ノ 一六・四	一、一二〇・〇	

同 市月舘町布川字西 原三四番地先まで 伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後	C 一〇・〇ノ 八七・五	二、四五〇・〇
伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで 伊達市月舘町月舘字舘 ノ腰五二番一地先から 同 市月舘町布川字西 原三四番地先まで 伊達市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先から 同 市月舘町御代田字 西一四番二地先まで	変更後	A 五・五ノ 二二・七 B 二・五ノ 一六・四 C 一〇・〇ノ 七四・〇	二、六九四・〇 一、一二〇・〇 二、四五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 一般国道 三九九号	区 間 伊達市月舘町月舘字町 四八番一地先から 同 市月舘町月舘字町 五〇番一地先まで	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		A 一三・〇ノ 一五・〇	二七・〇	
		B 一三・〇ノ 一五・〇	二七・〇	
		C 一三・〇ノ 一五・〇	二七・〇	

福島県告示第五百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道月舘川俣線	伊達市月舘町月舘字館ノ腰五五番一地从先から同 市月舘町月舘字坊畑一番一地从先まで	変更前	変更後	八・〇〇 二二・六	一三三・〇
				九・〇〇 三五・〇	一三三・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道月舘川俣線	伊達市月舘町月舘字館ノ腰五五番一地从先から同 市月舘町月舘字坊畑一番一地从先まで	変更前	変更後	九・〇〇 三五・〇	一三三・〇
				九・〇〇 一〇一・〇	一〇一・〇

ノ腰五六番四地从先から同 市月舘町月舘字坊畑一番一地从先まで	二四・六
--------------------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第五百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野郡山線	郡山市中田町下枝字館二八四番二地从先から同 市中田町下枝字大平五一一番四地从先まで	変更前	変更後	一一・〇〇 二一・〇 一三・〇〇 四六・〇	三七五・〇
				一一・〇〇 二一・〇 一一・〇〇 二九・五	三七五・〇 三六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道原町 海老相馬 線	南相馬市鹿島区北海老 字中堤四五番二地先か ら	変更前	A	八・九〇 三二・四	三、一四五・八
	相馬市蒲庭字坂下二四 八番一地先まで	変更後	A	八・九〇 三一・四	三、一四五・八
			B	一一・〇〇 八五・〇	二、九二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建
 設事務所平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区 間	供用開始の期 日
一般国道三四九号	伊達市月舘町月舘字松橋川原五番 二地先から 同 市月舘町御代田字西一四番二 地先まで	平成二十七年七月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第五百二十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建
 設事務所平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区 間	供用開始の期 日
県道月舘川俣線	伊達市月舘町月舘字舘ノ腰五六番 四地先から 同 市月舘町月舘字坊畑一番一 地	平成二十七年七月一〇日

先まで

(道路計画課)

福島県告示第五百二十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
 建設事務所平成二十七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区 間	供用開始の期 日
県道小野郡山線	郡山市中田町下枝字舘二八四番二 地先から 同 市中田町下枝字大平五一一番 四地先まで	平成二十七年七月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第五百二十七号
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
 ついて道路の区域を変更した旨、平成二十七年六月三日付で東北地方整備局長から次の
 とおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課で平成二十
 七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町下小国字 力持四一番一地从先から 福島市岡部字大蔵二番 一地从先まで 伊達市霊山町下小国字 荒屋敷無番地先から 同 市保原町上保原字	変更前	A 九・〇〇 五七・〇	一〇、三二八・ 〇
			B 一五・〇〇 一五〇・九	六、七四二・〇

公 告

(道路計画課)

伊達市霊山町下小国字 力持四一番一地从先から 福島市成川字杵清水九 番二地先まで 伊達市霊山町下小国字 荒屋敷無番地先から 同 市保原町上保原字 上当築二九番一地从先ま で 伊達市保原町上保原字 上当築二九番一地从先か ら 伊達郡桑折町大字松原 狸内七二番地先まで	上当築二九番一地从先ま で	
	変更後	
C 一四・八〇 二五八・〇	B 一五・〇〇 一五〇・九	A 九・〇〇 五七・〇
五、六五一・〇	六、七四二・〇	二〇、一二八・〇

公告第157号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム改修開発（社会保障・税番号制度対応）業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年 7月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 福島県税務システム改修開発（社会保障・税番号制度対応）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成27年 6月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
 73,656,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
 特例政令第10条第1項第2号該当

(税務システム課)

公告第百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十一日

二 名称

特定非営利活動法人市民協福島

三 代表者の氏名

須田 弘子

四 主たる事務所の所在地

福島市在庭坂字南林六十番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内に居住する高齢者、障害者、子供並びに生活弱者など、支援を必要とする人々に対して、困りごと相談や日常生活でのサービスを通じて、高齢者等の生活の安定、人権の擁護に関する支援事業を行うことと、障がい者の雇用機会を確保し、高齢者や生活弱者が健やかに安心して暮らせる地域コミュニティネットワークをつくり、そして福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この法人は、認定NPO法人市民福祉団体全国協議会と業務を連携し日本の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人みんなのひろば

三 代表者の氏名

齋藤 大介

四 主たる事務所の所在地

福島県伊達市保原町上保原字向台一番地の六十七

五 定款に記載された目的

この法人は、フリースクールの運営を中心に、自然体験・ものづくり・職業体験な

どさまざまな活動を通して、主に学校に行っていない子どもとその保護者を支援する。また、地域の方々のネットワークづくり・交流の機会を増進し、大人と子どもが真剣に向き合い、共に学び、共に遊べる、思いやりのある社会づくりに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画ごみ焼却場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画ごみ焼却処理場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画ごみ焼却汚物処理場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

公告第163号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年7月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 放射性核種分析用局所排気装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年12月25日（金）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（仮称）南相馬市施設本館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年8月3日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年7月10日(金)から同年8月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び同年7月20日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年7月22日(水)午後3時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年8月21日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年8月20日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radioactive nuclide analysis local exhaust ventilation system 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 21 August 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 20 August 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十四号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員

等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表喜多方市の項中「事務局長 参事」を「事務局長 参事 課長」に改め、同表南

相馬市の項中 「教育委員会 教育長」を「教育委員会 事務局次長 課長」を「教育委員会事

務局 事務局次長 事務局次長 課長」に改め、同表伊達市の項中「課長 健幸都市推進

室長」を「課長 地域振興対策室長」に、「総合支所長 副総合支所長」を「総合支所

長」に改め、同表本宮市の項中「課長 えぼか所長」を「課長 室長 えぼか所長」に、

「教育委員会 教育長」を「教育委員会 教育長」を「教育委員会

事務局 教育部長 次長 課長 生涯学習センター長」に改め、同表伊達郡桑折町の項

中 「教育委員会 教育長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表南会津

郡下郷町の項中 「教育委員会 教育長」を「教育委員会事務局 参事

教育次長」に改め、同表南会津郡南会津町の項中 「教育委員会 教育長

教育次長」を「教育委員会事務局 教育次長 課長」に、

「南郷総合支所 支所長 課長」に改め、同表大沼郡三島町の項中 「教育委

員会 教育長」を「南郷総合支所 支所長 課長」に改め、同表東白川郡矢祭町の

委員会事務局 課長」を「教育委員会事務局 課長」に改め、同表東白川郡矢祭町の

項中 「農業委員会事務局 事務局次長 課長」を「農業委員会事務局 事務局次長

所長」を「農業委員会事務局 事務局次長 課長」に改め、同表

「農業委員会事務局 事務局次長 課長」を「農業委員会事務局 事務局次長 課長」に改め、同表

石川郡平田村の項中 保育所 所長 を「農業委員会事務局 事務局次長」

幼稚園 園長

に改め、同表石川郡古殿町の項中 「農業委員会事務局 事務局次長」を「農業委員会事務局

幼稚園 園長

局長 事務局次長」に改め、同表双葉郡檜葉町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 課

長 室長」に改め、同表伊達市衛生処理組合の項中「管理者部局 事務局次長」を「管

理者部局 参事 事務局次長」に改め、同表会津若松地方広域市町村圏整備組合の項中「管

理者部局 事務局次長 事務局次長」を「管理者部局 事務局次長 事務局次長 課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

